

「安全・安心な技術社会を目指す法工学の技術戦略」



福田・近藤法律事務所 近藤恵嗣(こんどうけいじ)氏

一般に、機械や構造物の安全性を確保するために法律の果たす役割には、事前規制と事後規制がある。事前規制は、法律によって行政機関に規制権限を与え、行政機関が定めた基準を、究極的には刑罰による制裁を担保として国民に守らせるものである。事後規制は、望ましくない結果が生じたときに、その原因となる行為（不作為を含む）を行った者の刑事責任、民事責任を追及することを明らかにしておくことによって、関係者が自主的に望ましくない結果を避けるよう行動するように誘導するものである。

わが国では、機械や構造物による事故が起きると法律による規制の有無が問題になり、規制を強化すべきであるという趣旨の意見が表明されることが多い。例えば、ジェットコースターの車軸が折れた事故の1ヶ月後には、「車軸の探傷試験は日本工業規格（JIS）で年1回以上行うことが定められているが、法的な強制力はない。事故を受け、国土交通省は探傷試験の義務化など規制強化を検討している。」との新聞記事が掲載された。しかし、規制強化が適切な事故対策であるとは限らない。

その一方で、事故の責任者に対する刑事責任を追及することに対する被害者等の期待が表明される場合もある。しかし、過失に対して刑事責任を問うことについては消極的な意見も多く、刑罰による威嚇ではヒューマンエラーは減少しないという主張もある。

労働安全衛生法や建築基準法など、技術者がかかわらざるを得ない法律を例にとりて、消費者や労働者が機械や構造物の安全性を信頼して安心してそれらを使えるようにするために法律はどのような考え方をしているのか、現在の法律の問題点は何かなどの解説を通じて、工学の立場から法律を変えていこうとする法工学の考え方を紹介する。法律の世界は多くの技術者にとってはなじみにくい存在であるが、技術者の視点で法律を変えることで安全・安心な技術社会を作ることを提案する。

近藤恵嗣先生 ご紹介

◇略歴◇

- 1951年12月 生まれ
- 1974年 3月 東京大学工学部資源開発工学科卒業
- 1976年 3月 東京大学大学院工学系研究科修士課程修了(工学修士)
- 1979年10月 司法試験合格
- 1982年 3月 東京大学大学院工学系研究科博士課程修了(工学博士)
- 1984年 3月 司法修習終了
- 1984年 4月 弁護士登録(東京弁護士会)
湯浅・原法律特許事務所入所
- 1987年 4月 Banner, Birch, McKie & Beckett (Washington, D. C.)入所
- 1988年 7月 Arent, Fox, Kintner, Plotkin & Kahn (Washington, D. C.) 入所
- 1989年 7月 湯浅・原法律特許事務所 復帰
- 1993年 1月 湯浅法律特許事務所 パートナー
- 1996年12月 湯浅法律特許事務所 パートナー退任
- 1997年 4月 福田親男弁護士とともに福田・近藤法律事務所開設
- 1999年 6月 (社)日本国際工業所有権(知的財産)保護協会(AIPPI)理事
- 2001年 3月 (財)日本英語検定協会(STEP)監事
- 2006年 4月 (社)日本機械学会 法工学専門会議運営委員長